# 重 要 事 項 説 明 書

（指定障害福祉サービス事業所）

社会福祉法人ふれあいコープ
コープヘルパーステーション江曽島

１．事業者の概要

| | |
|---|---|
| 名　称 | 社会福祉法人ふれあいコープ |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 法人所在地 | 栃木県宇都宮市緑５丁目１３号６号 |
| 電話番号 | ０２８（６１６）６５００ |
| 代表者氏名 | 理事長　竹内　明子 |
| 事業の概要 | 社会福祉法及び介護保険法、障害者総合支援法等に基づく福祉事業 |
| 法人が所有する営業所の種類・数 | 通所介護：４　　訪問介護：２　　居宅介護支援：２<br>小規模多機能型居宅介護：２　　短期入所生活介護：２<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護：２<br>認知症対応型共同生活介護：２　　地域密着型通所介護：１<br>介護老人福祉施設：３（広域型：２・地域密着型：１） |

２．事業所の概要

| | |
|---|---|
| 事業所の名称 | コープヘルパーステーション江曽島 |
| 事業所の所在地 | 栃木県宇都宮市緑 5 丁目 13 番 8 号 |
| 事業所の電話番号 | ０２８（６１６）６５０１ |
| サービス提供地域 | 宇都宮市 |
| 営業日及び営業時間 | 営業日　月曜日～土曜日<br>営業時間　８時３０分～１７時３０分 |
| 事業所番号 | 第 ０９１０１００６２７ 号 |

３．事業所の職員体制　　R8 年 4 月 1 日現在

| 職　種 | 従事するサービスの種類・業務 | 人　員 |
|---|---|---|
| 管理者 | 訪問介護・第１号訪問事業・障害福祉サービス事業管理 | １名（サービス提供責任者兼務） |
| サービス提供責任者 | 利用申し込みに関する調整、訪問介護計画の作成・変更、ご利用者への説明、職員指導 | 7 名以上 |
| 訪問介護員等 | 訪問介護・第 1 号訪問事業・障害福祉サービス事業 | 40 名以上 |

４．主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者

５．サービスの内容

①身体介護

入浴・排泄・及び食事等の介護

②家事援助
　調理・洗濯及び掃除等の援助

６．利用料金
（１）地域区分は 6 級地、地域単価は、10.36 円になります。
　サービス利用単位数に 10.36 円を乗じた料金になります。

（２）介護給付費支給対象サービス利用者負担額
　サービスに要した費用の原則１割。ただし、市町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額になります。
　月額負担上限額については、各市長村長が定めた額になります。

| 料金区分 | 提供時間 | 時間当りの単位数と自己負担額目安 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 単位数 | 介護報酬額 | １割 | ２割 | ３割 |
| ①身体介護<br>主な内容は別紙 | ３０分未満 | 256 単位 | 2,652 円 | 266 円 | 531 円 | 796 円 |
| | ３０分以上１時間未満 | 404 単位 | 4,185 円 | 419 円 | 838 円 | 1,256 円 |
| | １時間以上１時間３０分未満 | 587 単位 | 6,081 円 | 609 円 | 1,217 円 | 1,825 円 |
| | １時間３０分以上２時間未満 | 669 単位 | 6,930 円 | 694 円 | 1,387 円 | 2,080 円 |
| | ２時間以上２時間３０分未満 | 754 単位 | 7,811 円 | 782 円 | 1,563 円 | 2,344 円 |
| | ２時間３０分以上３時間未満 | 837 単位 | 8,671 円 | 868 円 | 1,735 円 | 2,602 円 |
| | ３時間以上 | 921 単位 | 9,541 円 | 955 円 | 1,909 円 | 2,863 円 |
| | 以降３０分ごとに | 83 単位 | 859 円 | 86 円 | 172 円 | 258 円 |
| ②家事援助<br>主な内容は別紙 | ３０分未満 | 106 単位 | 1,098 円 | 110 円 | 220 円 | 330 円 |
| | ３０分以上４５分未満 | 153 単位 | 1,585 円 | 159 円 | 318 円 | 476 円 |
| | ４５分以上１時間未満 | 197 単位 | 2,040 円 | 205 円 | 409 円 | 613 円 |
| | １時間以上１時間１５分未満 | 239 単位 | 2,476 円 | 248 円 | 496 円 | 743 円 |
| | １時間１５分以上１時間３０分未満 | 275 単位 | 2,849 円 | 285 円 | 570 円 | 855 円 |
| | １時間３０分以上１時間４５分未満 | 311 単位 | 3,221 円 | 323 円 | 645 円 | 967 円 |
| | 以降１５分毎に | 35 単位 | 362 円 | 37 円 | 73 円 | 109 円 |
| ③加算料金 | ヘルパーが２人でサービスを提供する場合 | 所定単位数の２００％ | | | | |
| | 早朝（６時～８時）及び夜間（１８時～２２時）の場合 | 所定単位数の２５％加算 | | | | |
| | 特定事業所加算Ⅱ | 所定単位数の１０％加算 | | | | |

（３）初回加算・緊急時対応加算

| 加算の種類 | 内　　容 | 単位数と自己負担額目安 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 単位数 | 介護報酬額 | １割 | ２割 | ３割 |
| 初回加算 | 初回もしくは初回の属する月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合、または同行した場合 | 200 単位/月 | 2,072 円 | 208 円 | 415 円 | 622 円 |
| 緊急時対応加算 | 利用者または家族からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更等を行い、計画的に訪問することになっていない居宅介護（身体介護）を緊急に行った場合 | 100 単位/回 | 1,036 円 | 104 円 | 208 円 | 311 円 |

（４）福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（イ）

（２）（３）の合計額に４４．６%相当の介護職員処遇改善加算が加わります

※「福祉・介護職員処遇改善加算」とは、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして宇都宮市長に届け出た事業所が算定する事ができる加算です。

（５）交通費

上記２で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

（６）キャンセル及びキャンセル料

予定のサービスをキャンセルされる場合は、サービス提供の前日、遅くても当日朝７時３０分までに事業所へご連絡ください。サービス提供当日、キャンセルのご連絡がなくヘルパーが訪問し、ご利用者様不在の場合、２０分待ってお戻りにならなかった場合はキャンセル料をいただきます。

キャンセル料は栃木県の最低賃金に応じた料金とさせていただきます。

連絡は下記にお願いいたします。

電話　０２８（６１６）６５０１

（７）その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

（８）支払方法

上記利用料金の支払いは、１か月ごとに計算し、翌月２０日までに請求しますので、末日までにお支払いください。ただし、口座振替の場合は毎月２７日（金融機関が休みの場合は翌営業日）になります。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

７．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

① 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

③ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

（２）サービスの終了

① 利用者が当事業者に対し７日間の予告期間をおいて通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

③ 利用者がサービス利用料金の支払いを２か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、３０日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の３０日前までに文書で通知します。

（３）契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

① 利用者が施設に入所した場合

② 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）

③ 利用者が亡くなった場合

８．当事業所のサービスの方針など

（１）社会福祉法人ふれあいコープは「たすけあい」を基本理念として運営されています。多くの人々と協同して、一人一人が尊厳を持って、安心して暮らせる地域福祉を目指します。

（２）介護保険法及び関連する法令を遵守し、施行規則、運営基準にのっとり事業運営を行います。

（３）緊急時の対応として、サービス提供中の病状の急変、事故の発生等があった場合には、主治医、他関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

（４）非常災害対策として、年２回の避難・救出訓練、その他必要な訓練を実施します。

（５）個人情報保護については特段の注意を払い、個人情報保護法の遵守に努めます。

（６）従業者の資質の向上を図るため、採用時研修、継続研修を行います。

９．虐待防止に関する事項

（１）事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します

② 虐待の防止のための指針を整備します

③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します

上記措置に関する担当者　　管理者　大関　怜子

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

１０．身体拘束廃止について

（１）事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。） を行いません。

（２）事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得なかった理由その他必要な事項を記録します。

（３）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

① 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します

②その他身体拘束等のために必要な措置を講ずるものとします（委員会の開催・指針整備等）

１１．業務継続計画に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

１２． 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、事業所として次の措置を講ずるものとします。

① 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練を実施します

② その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずるものとします（委員会の開催・指針整備等）

１３． ハラスメント防止に関する事項

（１）事業所は、従業者におけるハラスメント防止のため次の措置を講ずるものとします。

① ハラスメント防止のための研修・周知を定期的に行います

② ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談があった場合は適切かつ迅速に事実確認・関係者への対応を行い、再発防止策を講じます

③ハラスメントが確認された場合、行為者に対しては懲戒・指導等の措置を講じ、被害者の保護に努めます

（２）事業所は、万が一、利用者・家族・関係者等からの著しい迷惑行為、暴言・暴力、不当な要求等（※）があった場合、従業者の尊厳と安全を守るために、組織として適切に対応するものとします。

※侮辱・差別的言動・長時間拘束など、精神的・身体的苦痛を与える行為、不当・過度な謝罪要求、業務上の範囲を逸脱した要求、大声・暴言・暴力的行為、SNS 等による誹謗中傷や悪質な口コミ投稿の強要　等

①上記のような行為が発生した場合、職員は速やかに上司（管理者等）に報告するものとし、

事業所は事実関係を調査し、必要な対応を行います

②必要に応じて、利用者・家族等に対し文書等による注意喚起を行い、改善が見られない場合には、契約解除・サービス提供の中止などを検討します

③被害にあった職員に対しては、相談体制の整備やメンタルケアを含め、職場環境の維持と回復に配慮します

１４．この契約に関する苦情・相談窓口

（１）サービスについての相談や苦情についての受付窓口、解決責任者は下記の者とします。

受付窓口　　管理者　　大関　怜子

解決責任者　　管理者　　大関　怜子

電話　０２８（６１６）６５０１　　ＦＡＸ　０２８（６１２）２５３２

（２）行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外に、市町村または県の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

宇都宮市保健福祉部障害福祉課　　電話　０２８（６３２）２３６４

受付時間：平日（月曜日～金曜日）８：３０～１７：１５

（但し、国民の祝日、年末・年始は除く）

栃木県運営適正化委員会　　電話　０２８（６２２）２９４１

受付時間：平日（月曜日～金曜日）９：００～１６：００

（但し、国民の祝日、年末・年始は除く）

（３）第三者委員　　増山　民江　　電話　０２８（６４５）２７１２

阿部　健一　　電話　０２８（６８０）７２２０

令和　　年　　月　　日

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明し、本重要事項説明書１部を交付いたしました。

サービス事業者　　所在地　　栃木県宇都宮市緑５丁目１３番８号

名　称　　コープヘルパーステーション江曽島

説明者

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要事項について説明を受け、内容に同意し、重要事項説明書一部を受領しました。

利用者　　住　所

氏　名

代筆人または代理人　　住　所

氏　名

続　柄

代筆理由